

総合評価方式（建築・設備部門）に係るガイドラインの改定について

「独立行政法人都市再生機構における総合評価方式実施ガイドライン（建築・設備部門）」（以下、「ガイドライン」という。）につきまして、新たな「建設業界への社会的要請」及び、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年6月14日）」（以下、「改正品確法」という。）を踏まえ、下記の改定を実施しましたので、お知らせいたします。

なお、詳細につきましては、当機構ホームページに掲載しております同ガイドラインをご参照ください。

記

（1）総合評価方式（地方都市再生事業版）の導入

地方都市再生事業における「災害時の緊急対応の充実強化」及び地域産業の振興や災害時の担い手確保の観点から、地元企業の競争参加機会の拡大に向けて導入します。

（2）総合評価方式（提案採用型）の導入

「働き方改革への対応」「生産性向上への取組み」「発注者の体制整備」に対応するため、競争参加者・発注者の双方の公募に関する事務負担軽減、新規競争参加者の参入促進を目的として導入します。

（3）施工計画において新たな評価テーマの導入

新たな建設業界に対する社会的要請や改正品確法に対応するため、新たな評価テーマを導入します。

- ① 生産性向上、業務省力化・効率化に係る施工計画及び取組み
- ② 維持管理性の向上に資する施工計画及び取組み

以上